

意見公募要領

1 意見公募対象

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等

2 意見募集の趣旨・目的・背景

スマートフォン等の携帯電話端末を用いて衛星と直接通信を行う「衛星ダイレクト通信」は、離島、海上、山間部等の通信インフラが整備されていない地域の効率的なカバーや、自然災害時等の非常時における通信手段として期待されており、各国においてその導入に向けた検討が行われているところです。

我が国においても、衛星ダイレクト通信に関する利用ニーズに迅速に対応し、円滑に導入するため、総務省では、情報通信審議会からの一部答申（衛星コンステレーションによる携帯電話向け 2 GHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件）を踏まえ、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、当該省令案等について意見公募を実施します。

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ウェブサイト (<https://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて供覧・配布いたします。

3 意見の提出方法

(1) の方法の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

(2) の方法の場合は、意見、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）をメール本文中に記載の上、提出してください。

(3) の方法の場合は、意見書（別紙様式）にこれらの事項をご記入の上、提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから提出してください。

なお、ファイルの添付はできません。ファイルを送付する場合は、(2) の方法により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：eisei-idou_atmark_soumu.go.jp

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 宛て

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としています。送信の際には「@」に変更してお送りするようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を可能な限り御利用いただきますよう、御協力よろしくお願いたします。

※メール本文に直接意見を書き込むようお願いいたします。やむを得ずファイルを添付して送付する場合は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルとしてください(他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問い合わせください)。

※電子メールアドレスの受信可能な最大容量は、メール本文等を含めて10MBです。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問い合わせください)。

○ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクは返却できませんので、あらかじめ御了承ください。

4 意見提出期間

令和6年10月12日(土)から同年11月11日(月)まで(必着)

※郵送の場合も同日必着とします。

5 留意事項

- ・ 意見が1,000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリック・コメント欄」及び総務省ウェブサイト(<https://www.soumu.go.jp>)に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて配布し又は閲覧に供します。
- ・ 御記入の氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表

者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません)。

- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である命令等案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがある場合、その他正当な理由がある場合は、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課

担当：鮫島課長補佐、矢萩係長、鈴木官

電話：03-5253-5816(直通)

電子メールアドレス：eisei-idou_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

送信の際には、「_atmark_」を「@」に変更してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
基幹・衛星移動通信課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式別紙

該当箇所	御意見